

福祉文教常任委員会議事録

(令和2年9月10日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年9月10日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 寺町 幸雄 副委員長 羽山 茂男
委員 辻本 馨 斧田 秀明
委員 阪口 寛 村井 浩二
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 会計管理者 林 達也
兼会計課長
副町長 藤原 幹 税務課長 林 達也
教育長 勝良 憲治 子育て支援課長 小路 展裕
総務部長 小角 孝彦 福祉課長 松岡 健一
まちづくり推進部長 村上 正規 高齢介護課長 武部 勝浩
健康福祉部長 子安 逸二 健康増進課長 松井 靖
教育次長 池田 貴則 保険医療課長 子安 逸二
財政課長 小角 孝彦 教育総務課長 池田 貴則
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 中村 直幸 西田いく子
山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第2号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第6号 平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第7号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第33号 太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件
- (5) 議案第34号 太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件
- (6) 議案第35号 太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件
- (7) 議案第36号 太子町国民健康保険条例中改正の件

- (8) 議案第37号 太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件
- (9) 議案第38号 太子町介護保険条例中改正の件
- (10) 議案第40号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- (11) 議案第41号 令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)

午前 9時30分 開 会

○寺町委員長 皆さん、おはようございます。

本日は福祉文教常任委員会を開催いたしましたところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されました案件でございますが、決算認定としまして認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について他2件、条例案としまして議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件について他5件、予算案としまして議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）他1件、以上、合わせまして11件の議案でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○寺町委員長 本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件が3件、条例案件が6件、補正予算案件が2件の計11件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、決算認定案件の認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計決算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

それでは、まず、附属説明資料をお願いいたします。

1頁の歳入から説明させていただきます。

表の一番下、歳入の合計でございますが、14億8千226万3千円、前年度に比べまして4千973万円、3.5%の増となっております。これは、歳出の保険給付費が増加したことで、その財源として大阪府から交付される保険給付費等交付金が増加したほか、平成31年度の保険料の上昇を抑制するために、財政調整基金から繰り入れたこととたことで、基金繰入金が増加したことなどによるものでございます。

次に、歳入の主な内容でございますが、歳入の柱となります保険料は3億2千156万2千円で、前年度と比べ424万7千円、1.3%の増となっております。増の主な要因といたしましては、医療の高度化や被保険者の高齢化などによる大阪府域での医療費の増加、また、全国的な介護給付費の伸びに伴い、増加する事業費納付金への対応として保険料率を引き上げたことなどによるものでございます。

次に、国庫支出金は71万5千円、前年度に比べ皆増となっております。これは令和3年3月から始まります医療機関や薬局の窓口でのオンライン資格確認に伴い、必要となる電算システムの改修に対する補助金でございます。

次に、府支出金は10億1千741万円、前年度に比べて5千291万3千円、5.5%の増となっております。増の要因といたしましては、国保の広域化に伴い、平成30年度から保険給付費等に必要となる財源は、原則として大阪府から保険給付費等交付金として交付されておりますが、平成31年度は歳出の保険給付費が前年度に比べ増加したことに伴い、保険給付費等交付金が増加したことによるものとなっております。

次に、一般会計からの繰入金ですが、総額で1億602万4千円、前年度と比べて328万5千円、3.0%の減となっております。減の主な要因といたしましては、事務費に対する一般会計からの繰入金である職員給与費等繰入金の減によるものでございます。

次に、基金繰入金は1千万円で、前年度に比べ皆増となっております。これは、平成31年度は急激な保険料の上昇を抑制する目的といたしまして、国保財政調整基金から1千万円を繰り入れたことによるものでございます。

最後に、諸収入でございますが、総額93万6千円、前年度に比べ149万1千円、61.4%の減で、これは交通事故等の第三者行為賠償金の減少によるものとなっております。

以上が歳入の主なものでございます。

次に2頁をお願いいたします。歳出でございます。

歳出の主な内容でございますが、まず、保険給付費で、総額が9億8千714万1千円、前年度と比べまして5千962万1千円、6.4%の増となっております。増の主な要因は医療の高度化や被保険者の高齢化等により、1人当たりの医療費が増加したことで、保険給付費についても増加したことによるものとなっております。

次に、事業費納付金は、総額で4億2千228万7千円、前年度と比べ2千751万5千円、7.0%の増となっております。これは、歳入の保険料の際にも申し上げましたが、大阪府域での医療費の増加や、全国的な介護給付費の増加によるものでございます。

次に、保健事業費ですが、1千706万3千円、前年度に比べて27万4千円、1.6%の増となっております。

また、基金積立金では2千518万4千円、前年度に比べて568万4千円、29.1%の増となっております。

最後に、諸支出金でございますが、総額378万円、前年度に比べ2千867万4千円、88.4%の減となっております。減の要因といたしましては、国保の財政運営が広域化されたことで、療養給付費、国庫負担金などの受入れが太子町から大阪府に変わったことで、本町の特別会計において、療養給付費、国庫負担金等の精算の必要がなくなったことに伴い、国・府支出金等返還金が減となったものでございます。

以上、歳出合計14億6千928万3千円で、前年度と比べまして6千218万9千円、4.4%の増加となっております。また、実質収支では1千298万円の黒字決算となっております。

次に、歳出の表の下に国保財政調整基金の状況を記載させていただいております。平成31年度末の基金残高は、前年度末に比べ2千518万4千円増の9千2万9千220円となっております。

次に、頁右側、3頁をお願いいたします。

被保険者並びに31年度中の被保険者の移動の状況を表しております。

2、被保険者世帯数及び被保険者数の状況でございますが、世帯数で54世帯、被保険者数では123人の減少となっております。一般、退職被保険者ともに減少が続いておりますが、これは国保被保険者の高齢化に伴い、75歳到達により後期高齢者医療保険に移行される方が近年多くなっていることなどによるものでございます。

なお、退職被保険者等については、退職者医療制度の経過措置が平成31年度をもつ

て終了しております。

次の頁、4頁をお願いいたします。

こちらの頁につきましては、3頁の被保険者の異動の状況をグラフにしたものでございます。

次に右側、5頁でございます。

5、保険料収納状況でございます。表頭の右から3列目が平成31年度の収納率となっております。一般被保険者の現年度分で96.4%、前年度より0.7ポイント上昇で、10年連続の上昇となっております。退職被保険者の現年分では、経過措置終了間際で、被保険者が年間平均で2人と少ないこともあり、収納率は100%となっております。

また、滞納繰越分につきましては、年間を通じたコールセンターによる滞納者への納付勧奨や、大阪府域地方税講徴収機構と連携した収納対策など、この間の取組により滞納整理が進んだことで滞納額自体が減少していることなどから、一般、退職を合わせた全被保険者の滞納繰越分で42.8%となり、前年度より3ポイントの上昇となっております。

次に、6、保険料の1世帯当たり及び1人当たりの額ですが、1世帯当たりの保険料は17万3千717円、1人当たりの保険料は10万2千196円となっております。1世帯当たり、1人当たりともに前年度に比べ保険料は上昇いたしております。

なお、参考ではございますが、平成30年度の一般被保険者1人当たりの保険料については、平成29年度に引き続き大阪府内で11番目になっております。

次に7、保険料の賦課状況の(2)保険料減免等の状況でございますが、非自発的失業者に対する減免等のその他減免で26件、金額にしまして178万3千258円となっております。政令軽減につきましては前年度より113世帯減の、合計で985世帯、国保加入世帯全体の53.9%の世帯が軽減を受けているということになっております。

次に、6頁をお願いいたします。

8、一般被保険者に係る医療給付の状況でございます。平成31年度の医療給付全体の件数ですが、前年度と比べて754件、1.6%減の4万7千93件となっております。費用額全体では11億6千304万4千389円で、前年度と比べて5千923万8千418円、5.4%の増となっております。

次に、7頁でございます。

9、退職被保険者等に係る給付の状況でございます。退職被保険者等につきましては、

被保険者の状況の説明の際にも申し上げましたが、退職者医療制度の経過措置が31年度をもって終了することとなることから、被保険者数の減少に伴い、医療給付の件数、費用額ともに前年度より大幅に減少いたしております。件数では前年度に比べて244件、90.0%減の27件、費用額では前年度に比べて434万7千443円、84.1%減の82万3千70円となっております。

次に8頁、最後の頁でございます。

一般被保険者1人当たりの医療費の推移をグラフで表しております。37万4千330円で、前年度に比べて3万893円、9.0%の増となっております。また、平成30年度の数字ということになりますが、一般被保険者の医療費は府内で42番目、こちらに記載はしておりませんが、退職被保険者の医療費につきましては府内で38番目という状況となっております。

それでは決算書のほうをお願いいたします。

まず、歳出からご説明を行います。220頁、221頁をお願いいたします。

1款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額727万6千983円。一般管理事業の主なものといたしましては、被保険者証等の印刷、郵送料、令和3年3月からのオンライン資格確認などに伴います電算システムプログラム変更委託料、国保連合会への電算委託料、第三者行為に係る求償事務手数料並びに国保連合会への市町村負担金となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額645万8千795円。賦課徴収事業の主なものといたしましては、納付書及び関係書類の印刷費、郵送料、口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託料、マルチペイメントネットワーク協議会負担金などとなっております。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、支出済額8万4千円。次の頁、222、223頁をお願いいたします。支出済額8万4千円は、平成31年度開催の国保運営協議会2回に係る委員報酬でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、支出済額8億4千162万901円、対前年度比6.5%の増となっております。

2目退職被保険者等療養給付費、支出済額58万5千354円、対前年度比83.4%の減となっております。一般被保険者療養給付費の増の主な要因は、被保険者数の減少はあるものの、医療の高度化や被保険者の高齢化などにより、1人当たり医療費が

前年度に比べ約9%と大幅に増加したことで、医療給付費も増となったものでございます。

また、退職被保険者等療養給付費は、退職者医療制度の経過措置が31年度で終了することから、年間平均の被保険者が2人と、非常に少なくなっていることによるものでございます。

3目一般被保険者療養費、支出済額1千567万2千598円、対前年度比14.9%の減となっております。

4目退職被保険者等療養費につきましては、平成31年度は支出がございませんでした。

5目審査支払手数料、支出済額207万2千201円、対前年度比5.0%の増となっております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額1億1千950万508円、対前年度比13.3%の増となっております。

2目退職被保険者等高額療養費、支出済額9万1千533円、対前年度比70.8%の減となっております。

次の頁をお願いいたします。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額5万8千79円、対前年度比107%の増となっております。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、31年度につきましては支出はございませんでした。

3項助産諸費、1目出産育児一時金、支出済額500万8千円は、被保険者が出産した際に、出産した子ども1人につき42万円が出産育児一時金として支給されるもので、平成31年度は12人となっております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費、支出済額45万円は、被保険者が亡くなられた際に葬祭費が支給され、平成31年度は9件となっております。こちらにつきましては1件当たり5万円の支給となっております。

5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金、支出済額208万1千781円は、障害者総合支援法による自立支援医療の精神通院医療費及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療費に係る本人負担分を補助する任意給付となっております。

6項移送費につきましては一般及び退職被保険者ともに、昨年度に引き続き31年度も支出はございませんでした。

次の頁、226、227頁をお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、本町が収納いたしました保険料や、一般会計からの保険基盤安定繰入金など、大阪府に納付するための納付金となっております。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、支出済額2億9千112万8千513円、対前年度比4.4%の増となっております。

2目退職被保険者等医療給付費分、支出済額20万6千21円、対前年度比87.5%の減となっております。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、支出済額9千388万1千551円、対前年度比8.4%の増となっております。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、支出済額6万9千914円、対前年度比87.4%の減となっております。

3項介護納付金分、1目介護納付金、支出済額3千700万573円、対前年度比36.1%の増でございます。

4款共同事業拠出金でございます。次の頁をお願いいたします。

1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金、支出済額160円は、退職者医療制度に係る事務費拠出金となっております。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、支出済額290万5千142円は、エイズ予防パンフレットの作成費及び医療費通知を年6回実施した費用と、これに対する郵送料ほか、総合健康診断の委託料として人間ドックの半額補助を行っております。この人間ドックの受診者につきましては、平成31年度は110件の実績でございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、支出済額1千415万8千398円は、特定健康診査受診者885人分に対する費用のほか、特定保健指導に関する費用を支出いたしております。平成31年度の特定健診受診率は7月末時点で36.9%となっております。

なお、受診率の数値につきましては国からの確定数値が公表されておられませんことから、今後変更されることもある点に留意いただきますようお願いいたします。

次の頁、230、231頁をお願いいたします。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、支出済額 2 千 5 1 8 万 4 千円は、財政調整基金への積立金となっております。

7 款公債費、1 項公債費、1 目利子、支出済額 8 千 1 4 0 円は、年間を通じて保険給付費等の支払いに係る資金不足を補うための財政調整基金の繰替運用に係る利子でございます。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算、1 目一般被保険者保険料還付金、支出済額 7 0 万 3 千 2 6 0 円は、過年度分に係る 3 2 件分の保険料還付金となっております。

2 目退職被保険者等保険料還付金の支出はございませんでした。

3 目償還金、支出済額 3 0 7 万 7 千円は、平成 3 1 年 2 月に受検いたしました会計検査院実地検査に伴う国への返還金などがございます。

9 款予備費につきましては、3 1 年度は充用はございませんでした。

歳出につきましては以上でございます。

続いて歳入でございます。2 1 2、2 1 3 頁をお願いいたします。

1 款国民健康保険料、1 項国民健康保険料、1 目一般被保険者国民健康保険料の現年分で、1 節医療給付費分の収入済額が 2 億 1 千 1 1 9 万 7 2 8 円、2 節後期高齢者支援金分で 7 千 1 4 0 万 2 0 6 円、3 節介護納付金分で 2 千 3 9 1 万 9 千 4 4 9 円の収入となっており、これらを合わせました現年分の収納率につきましては 9 6. 4 % となっております。

また、滞納繰越分といたしましては、4 節医療給付費分で 9 6 2 万 9 千 5 8 4 円、5 節後期高齢者支援金分で 3 4 1 万 5 千 5 0 円、6 節介護納付金分で 1 8 5 万 1 千 2 円の収入となっております。

なお、滞納繰越分のうち不納欠損額として 1 9 9 万 4 5 7 円を処理しております。これら不納欠損処理につきましては、転出等による居所不明や死亡等で整理のついたもののほか、生活困窮、破産等による財産処分により徴収不能な保険料について処理をいたしております。

2 目退職被保険者等国民健康保険料でございます。現年度分といたしまして、1 節医療給付費分で収入済額が 5 万 8 千 3 5 0 円、2 節後期高齢者支援金分で 1 万 9 千 7 4 7 円、3 節介護納付金分で 1 万 8 千 9 3 0 円の収入となっており、これらの収納率は 1 0 0 % となっております。

また、滞納繰越分の収入済額といたしまして、4 節医療給付費分で 2 万 9 千 8 9 2 円、

5節後期高齢者支援金分で1万4千93円、6節介護納付金分で1万5千355円となっております。

次に、2款一部負担金の収入でございますが、平成31年度は収入がございませんでした。

次に214、215頁をお願いいたします。

3款使用料及び手数料、1項手数料、収入済額16万9千800円は、その全額が2目の督促手数料の収入となっております。

4款府支出基金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、収入済額10億1千603万1千788円は、本町が行う保険給付や保健事業に必要な財源として大阪府から交付されたものでございます。

1節保険給付費等交付金の普通交付金、収入済額9億9千517万788円となっております。

2節保険給付費等交付金の特別交付金で、収入済額2千86万1千円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金や特別調整交付金、特定健診等に係る国・府の負担金などとなっております。

2目国保事業助成補助金、収入済額137万7千904円、これは経過措置期間中の老人医療費助成事業のほか、重度障がい者やひとり親家庭事業費助成の実施に伴う医療費負担の増加に対する府補助金となっております。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金。収入済額7千505円は、財政調整基金より生じた預金利子となっております。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、収入済額1億602万3千877円、1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分で5千1万3千911円、保険料軽減世帯に対するものとなっております、対象世帯は985世帯分となっております。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分で2千805万8千925円、これは保険料低減の対象となる1人当たりの保険料調定額の割合に応じて支援されるものとなっております。

3節職員給与費等繰入金1千239万6千633円は、一般管理費及び賦課徴収費の事務費に充当いたしております。

4節出産育児一時金等繰入金672万円は、出産育児一時金の地方財政措置されている3分の2を繰り入れております。

次の頁、216、217頁をお願いいたします。

5節財政安定化支援事業繰入金369万1千176円は、60歳以上の高齢者の割合に応じて地方交付税措置されたものを繰り入れております。

6節その他一般会計繰入金514万3千232円は、毎年8月に実施いたしておりますとくとく健診の特定健診とのセット検診を行っております、がん検診にかかる費用173万9千628円のほか、保険料の町独自減免等に対する費用178万3千258円に加え、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額調整分の補填で、162万346円を繰り入れております。なお、減免世帯は26世帯となっております。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1千万円は、大阪府が行う平成31年度の統一及び標準保険料率の本算定により、本町被保険者1人当たり保険料が、前年度に比べ約6%の上昇が見込まれたことから、急激な保険料上昇を抑制する目的で基金から繰入れを行ったものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金は収入がございませんでした。

2目その他繰越金、収入済額2千543万9千111円は、平成30年度からの繰越金となっております。

8款諸収入でございます。1項延滞金加算金及び過料91万2千385円で、全額が1目の一般被保険者に係る延滞金となっております。

一番下、3項雑入でございます。次の頁をお願いいたします。218、219頁でございます。

1目雑入、収入済額2万3千501円、これは第三者行為の交通事故等による返還金などの収入となっております。

次に、9款国庫支出金、1項国庫補助金、1目システム開発費等補助金、収入済額71万5千円は、1節社会保障税番号制度システム整備費補助金で、令和3年3月からのオンライン資格確認に伴う電算システムの改修費に対する補助金でございます。

簡単ではございますが、平成31年度太子町国民健康保険歳入歳出決算歳入歳出決算の説明は以上となります。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 この保険料を決定するに当たってなんですけれども、平成30年度から大阪府が示す統一保険料率っていうふうなものが言われていたかと思うんですけれども、府内での状況というんですか、どのようになっているか、まず、教えていただきたいと思っています。

○子安保険医療課長 平成30年度からの国保の広域化に伴って創設されました統一保険料率についてのご質問でございます。

平成31年度の国保の統一保険料率、これを、それぞれの市の保険料率という形で採用している市町村につきましては、現在の情報によりますと8市町村となっております。具体的に申し上げますと、岸和田市のほか貝塚市、守口市、泉佐野市、高石市、藤井寺市、島本町、阪南市の8市町村となっております。また、統一保険料率に公費による激変緩和、これを反映させた料率でございます標準保険料率と呼ばれるものですが、この料率を平成31年度の保険料率として採用している市町村につきましては6市町でございます。具体的にこちらも申し上げますと、泉大津市のほか柏原市、羽曳野市、交野市、忠岡町、岬町の6市町となっております。それ以外29市町村、本町も含めてでございますが、独自の料率を採用しているという状況となっております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。今後の太子町を考えたときに、今の府内の状況とかも含めて、本町の考え方というんですか、何かあれば聞かしていただきたいと思うんですけれども。

○子安保険医療課長 今後の町としての、具体的に申し上げますと、保険料率等に対する考え方についてのご質問でございます。

今年度といいますか、平成31年度からになるんですけれども、統一保険料率並びに標準保険料率、大阪府のほうから示されておりますが、そこまで引き上げるに当たっては、町の判断としてはかなり大幅な引き上げになるということで、基金のほうを活用させていただきながら、なるべく緩やかといいますか、平準化した形で、令和6年の完全な保険料の統一に向けて取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。先ほど来、ご説明にも申し上げましたように、平成31年度では大阪府のほうから示されております標準保険料率、こちらに合致することとなれば、約6%程度保険料率

を引き上げなければならない状況でございましたので、基金から1千万円繰り入れさせていただいて、6%上昇すると見込まれる部分を、約3%前後まで保険料の上昇を抑制したところでございます。

ちなみに、令和2年度でございますが、令和2年度の保険料につきましては、当初予算編成時の時点で、先ほども申し上げました標準保険料率に本町の料率を合わせるということになりますと、その際には約8%程度引き上げなければならないという状況が見込まれたところでございます。したがって、令和2年度に関しましては、当初予算で1千300万円の基金繰入金を計上させていただいて、保険料の上昇を8%から約半分の4%前後にまで抑制するといった形で保険料のほうを設定いたしております。今後におきましても、できるだけ急な保険料上昇、こういったことにならないように、なるべく平準化するような形で、現在ある基金を活用しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○斧田委員 今もう、既にお話の中で、対応していくための部分として基金のほうが出てきているんですけども、府説明資料の2頁の下のところの基金の状況というふうなことで表があるんですけども、この決算において、かなり積立てのほうも大きくできた、また、今後について、先ほども既に一部説明はしてもらっているんですけども、今後の活用の仕方についても、もう一度教えてもらえたらなと思うんですけども。

○子安保険医療課長 基金の今後の活用ということでよろしいですか。

○斧田委員 そうですね。

○子安保険医療課長 基金の今後の活用についてのご質問でございます。

今、斧田委員のご質問にもありましたように、平成31年度末時点におきましては、国保の財政調整基金が約9千万円程度でございます。今後の基金活用につきましては、これまで広域化される前は、この財政調整基金につきましては保険給付費の急激な増加など、緊急に必要な財政需要への対応をすることを主な基金の設置目的として活用しておりますが、現在、大阪府内の市町村に関しましてはといたしますか、全国的ではないです、すいません、国保に関しましては、その財政運営が都道府県化されており、広域化されております。広域化後につきましては、この基金の活用方法につきましては、本町が行います保険給付あるいは保険事業、こういったものに関しましては、全て大阪府のほうから交付金が交付されるということとなることから、具体的に申し上げますと、予定し

ていた保険料が収入できなかつた場合、そういった場合に、大阪府に納付する事業費納付金、これを十分に賄うことができないといったような状況になりますと、この基金を活用するといったこと、あるいは町独自で新たな保険事業を負っていると、こういったところで、この基金としては活用できるということになっております。

このように、広域化によりまして保険給付や保険事業に係る財源が大阪府のほうから交付されることとなりましたので、ただいま申し上げましたように、保険料収入への減少への対応、あるいは予測し得ない事態への対応のための財源調整、こういったものがなくなるわけではございませんので、根拠としても、今後一定程度、現在9千万円ございますが、財政調整基金については確保していく必要があるものであると考えております。

○斧田委員 どうもありがとうございます。今後、見込みというんですかね、そういうような形での対応もよろしくお願いします。

それと、すいません、附属説明資料の4頁のところの、現在までの被保険者数等の状況なんですけれども、やはり、当然こういうふうな時代ですので、右肩下がりというんですかね、の見込みというのは今後もずっと続いていくと考えられていますか。

○子安保険医療課長 被保険者の状況でございます。近年、被保険者の高齢化、あるいは社会保険の加入要件の緩和、こういったこともあり、近年、ずっと国保の被保険者、これについては減少が続いているというところでございます。こうしたこともあって、国において今回といいますか、平成30年度からの広域化、この辺のところにつながっているのかなと考えております。当然のことながら、本町のみならず全ての市町村、都道府県で、住民さんといいますか、被保険者の高齢化というのが進んでおりますので、今後においても国保の被保険者の減少というのは続いていくものと見込んでおります。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

あと、次の5頁にもちょっと関連するんですけれども、収納状況の中で滞納の徴収について、徴収機構の関係のことでかなり活躍があったので、徴収率の向上があったというふうな説明があったのですけれども、その徴収機構についてなんですけれども、うちの職員とかとの関わりというんですか、そういうのもちょっと教えていただけたらと思うのですが。

○子安保険医療課長 大阪府域地方税徴収機構という組織というのをつくって、本町とい

いますか、保険医療課につきましても平成29年度から、こちらの大阪府域地方税徴収機構と連携して徴収に当たっているところがございます。具体的なことを申し上げますと、大阪府職員と大阪府下の参加団体の市町村の職員、これが相互に併任の発令をして、全ての市町村の身分をもって各市町村から出されております滞納案件、これの解決に向けて取り組んでいるというところがございます。平成31年度に関しましては、これは保険医療課の分だけになってしまうんですけれども、実際に23件の滞納案件を地方税徴収機構のほうに引き継いでおります。その効果といたしますか、結果に関しましては、この23件のうち10件が完納、全てお支払いいただいたという形になっております。また、分納中という方が4件、また、給与の差押えという形になっている方が1件、また、現在も引き続き交渉中という方が5件、生活保護になられた方が1件などというような状況に、今、平成31年度の実績としてはなっております。

以上です。

- 斧田委員 どうもありがとうございました。
- 寺町委員長 ほかにございませんか。
- 村井委員 今の収納、滞納のところの、これ、住民さんから事前に相談という件数って、窓口っていう、そういうのはあるんですか。
- 子安保険医療課長 滞納に当たっての事前の相談、この本町ではなくて、府の分ということですかね。
- 村井委員 滞納もしくは国保全般の相談、そして保険料がちょっと高額過ぎるとか、そういうようなところの相談、これは今の滞納のところも、事が起こってから対応するのか、起こる、ちょっと事前に相談に来られているのか、そういうところのケースがあるのかというのを、ちょっとあれば、また教えてください。
- 子安保険医療課長 中心になるのが、保険料の滞納の関係が中心になってくるのかとは思いますが、保険医療課の国保の関係だけで、約、ざっくりとした言い方ですけども、滞納されている世帯が約100世帯程度でございます。そういった方に関しましては随時、当然、何ていうんですか、納付相談という形で、窓口で相談させていただいております。加えて、30年度からの新たな取組といたしまして、滞納に行く手前で何とかとどめたいということで、当該年度分、現年分に、例えば歯抜けの状態では保険料が、納付してくれはるときもあるし、納付してくれない、こういったケースについても、極力電話等で、事前といたしますかね、滞納に行く前に勧奨することで、なるべく滞納に行

かないような形にさせていただいております。

また、滞納という以前に、自ら、今年、例えば収入が減ったということで、この後の支払い、ちょっとしんどいのだからということで、事前に窓口にご相談に来られる方も当然いらっしゃると思います。そういった方々につきまして、事情のほうをお聞きした上で、納付の猶予であるとか分納、こういったところの相談をさせていただいております。

以上でございます。

○村井委員 窓口に相談に来られるという今の説明、答弁あったの件で、窓口に相談に来られるということは、結構、切羽詰まって来られている住民さんが多いと思うんです。その辺、例えば、何ていうか、職員さんの対応とかも大変やと思うのですけれども、そこが本当の最前線のという、ちょっと、生活困窮されている方の救いの、何とかというところなんでね、これから、今の被保険者の数で、世帯数、保険料率のこと考えたら、やはりこれから増えてくるというふうな感じのことを私は思うとるんで、その辺、窓口で、ケース・バイ・ケースになるかとは思うのですけれども、しっかりした対応を。それとそういう気遣いできる対応のところをお願いしておきます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○阪口委員 国保料自体が、全国的にもやはり高過ぎるということで、非常に、いろいろ困難な状況も出ておるわけですけれども、太子町は、先ほどの説明では、大阪府内では1所帯当たり、1人当たり、大体、府内で11番目というようなことだったんですけれども、今年度なんでしょう。それと、資料なんかを見ていたら、割と低所得者世帯の保険料は低いように見えるんですけれども、これを、大体11番目というのはどのようにして出した数字なんでしょう。

○子安保険医療課長 今ご質問いただきました、冒頭の私の決算の説明の中で申し上げました、保険料の11番目という説明ですが、この11番目という数字につきましては、今現在、保険料として数値の取りまとめができているのが平成30年度まででございます。今ご審議いただいています31年度の大阪府域、あるいは日本全国での数値の集計というのはまだこれからになりますので、ご紹介させていただいたのは、繰り返しになりますが、30年度のデータでございます。

また、このデータにつきましては一般被保険者のデータとなっております、この一般被保険者の方の調定額を一般被保険者の人数で割った1人当たりの保険料、これがただいま申し上げました11番目、上から11番目、高いほうから11番目の位置に太子

町のほうがあるというところでございます。

また、参考までに申し上げますと1世帯当たりの保険料、1世帯での保険料、これで申し上げますと16万7千167円で、上から5番目というところになってございます。

以上でございます。

○阪口委員 基金を使って半分に抑えたんかな、6%を3%に、そういうことの努力はされておるんですけども、やはり、高い保険料になっているというふうに思うのですよ。それで、太子町として資格証明書の発行とか短期保険証の発行は、その辺りはどうなっているのでしょうか。

○子安保険医療課長 失礼しました。今ご質問いただきました短期証あるいは資格証明書の発行でございます。

短期証につきましては、毎年11月の被保険者証の更新の際に、過年度分の保険料に未納のある方、なおかつ保険料の納付相談等に応じていただけない方などを中心に、有効期間の短い、通常3か月の有効期限にさせていただいておりますが、有効期間の短い、いわゆる短期証をお出しさせていただいております。

令和2年3月末時点、平成31年度末時点での短期証の発行状況でございますが、世帯数で申し上げますと64世帯、人数では98人の方に短期証をお出しいたしております。また、ご質問にありました資格証明書、こちらのほうに関しましては町のほうでは取り扱っておらず、発行のほうはしておりません。

以上でございます。

○阪口委員 それと、先ほど徴収機構で差押えもやっているということだったんですけども、徴収機構がやられたのは1件だけ、全体ではどれぐらいの差押えがあったのでしょうか。

○子安保険医療課長 すいません、先ほども若干、徴収機構の組織のほうでも触れましたが、徴収機構という団体があるわけではなくして、職員が集まって、お互いに併任をかけることによって、それぞれの市町村なりの身分を有するという形で活動をさせていただいておりますので、徴収機構が差し押さえるということが法律上できない形になっております。徴収機構の活動の中で差押えが必要となれば、それぞれの団体が差押えを行うという形になってございます。

平成31年度に差押えをいたしました件数でございますが、太子町の保険医療課では5件差押えを行っております。内訳を申し上げますと、預貯金の差押えが2件、あと、

給与の差押えが3件となっております。また、この5件のうち、実際の換価、いわゆる現金化している部分につきましては4件となっており、残る1件につきましては差押えをしながら相手の方と現在交渉をしているというような状況でございます。

以上です。

○阪口委員 差し押さえたらかなりきついと思うのですけれども、状況ですね、どんな状況の方にどのように差押え、今ちょっと、預金とかいろいろ言われましたけれども、生活との関係はどんなものなんでしょうか。

○子安保険医療課長 なかなかそこも、どういうふうになれば差押えになるという線引きというのは、我々、実際に実務をしている立場としても非常に判断に困るところではございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、納付相談、未納があるので窓口のほうにおいでいただけませんかという形で勧奨を行っても一切応じていただけない、あるいは分納の誓約、今後毎月2万円ずつ支払っていきますとお約束さしていただいても一切納付していただけない、そういった方々に関しましては、まずは財産調査をさせていただき、預貯金等があれば差押えという形に進んでまいります。それに至る状況というのはそれぞれケース・バイ・ケースになるかと思うのですけれども、そういう状況になっています。

差し押さえて、そうしたらすぐに現金化するのかということではございますけれども、先ほども言いましたように、まずはご相談というのを前提にさせていただいております。その中で、本人が、それなら現金化してくれというようなケースもありますし、幾ら幾らずつであったら払えるということで、給与等を差し押さえる範囲で、差押えができない金額というのは当然でございますので、それは当然差し押さえできないんですけれども、その残りの部分を全て、そうしたら給与を差し押さえるのかというと、そうではなくて、差し押さえた段階で相手の方とご相談いただいて、相手の方の生活、これが維持できる範囲の中で給与の差押えのほうも現金化していくというふうなことで、あくまでもお話し合いをベースに進めているというのが実態でございます。

以上です。

○阪口委員 相談しつつやっただけというので、ぜひそのように、十分、相手さんのことも考えて進めていただきたいと思います。

それと、これはちょっと単に質問なんですけれども、1人当たりの医療費の推移というのが、これは30年度から、8頁の表を見たら、31年度、かなり急なカーブで上がっ

ているんですけれども、これ、何か原因があるのかどうかということと、先ほど説明で、府内で1人当たりの医療費が42番目とおっしゃっていたんですね、一番低いほうだと思うのですけれども、低いにも関わらず、何で保険料が高いかというのがいつも疑問なんですけれども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○子安保険医療課長 まず、1つ目の1人当たり医療費の伸びについてでございます。31年度に関しましては37万4千330円ということで、平成30年度に比べて9%程度の伸びとなっております。一般的によく言われるのが2%から3%ずつ、毎年医療費というのは伸びていくというふうに言われておりますので、それに比べましてもかなり大きな伸びとなっております。これを見るときに、31年度だけを見ますと急激に9%伸びたというふうに当然見えるわけなんですけれども、この比較しております30年度、これに関しましては29年度と比べて下がるというような状況が発生しております。いろいろな分析なりさせてはいただいておりますけれども、大阪府の国保連合会等々に問い合わせたりとか、させていただいているんですけれども、実際のところはよく、この、特に30年度下がった理由というのがはっきりしないというのが実態でございます。1つには30年度に薬価が引き下げられているというのがございます。1.6%程度、前年度に比べて引き下げられておりますが、それでしたらこれだけ下がるのかとかいうふうには到底思えない部分もございますので、1つの要因ではあろうとは思いますが、そういった形で30年度が下がった、それに比べて31年度は伸びたので、より一層急激な伸びに見えているというふうに考えております。

といいますのも、我々、太子町の国保の団体というのは、やはり府内でも小規模な団体であるといったところから、被保険者の受診行動、こういったところが如実にこういった数字に出てしまう、小規模団体であるがゆえに、そういう形がございます。このグラフにつきましても、1年1年見るのではなくして、例えば5年ぐらいで、長いトレンドで見ていただきますと、やはり1年あたりは2%から3%程度伸びているということで、1年の動きではがたがたと上下はするんですけれども、ある程度期間をもって見ていくと、一般的にいわれている2%前後の医療費の伸びになっているのかなと考えております。

以上でございます。もう一つは。

○阪口委員 1人当たりの医療費が42番目だということなんですけれども、医療費が低いのになぜ保険料が高いかという、単純な疑問なんですけれども。

○子安保険医療課長 医療費が低い要因につきましては、やはり保険医療課だけではございませんが、介護部門の取組、あるいは保険医療課においてもとくとく健診をはじめ、様々な保険事業、こういったものの効果が合わさって、当然、医療費の42番目という数字になってきているのかなと考えております。今、それに対して、なぜ保険料が高いのかというご質問でございます。

太子町に関しましては、1つの要因といたしまして、府内の中でも比較的一人ひとりの所得が割りと高うございます。そういったこともありまして、今現在は同じにはなっておりませんが、仮に同じ料率で統一されたとしても、比較的高所得の人が多い関係上、1人当たり直していくと、どうしても1人当たり保険料は他の地域に比べても高くなる傾向がどうしても出てきます。その影響もあって、今ご指摘いただいているような1人当たりの保険料が高いのではないかと考えております。

以上でございます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今の答弁の中でも、当初から保険料の値上げの抑制というところで、いろいろ繰入れや何や言って、事務作業ですね、事務作業というか、そういうところで工夫しながらやっているというところで、やはり今、健康増進課と、先ほど答弁にありましたとくとく健診、特定健康審査を含めたところの事業を進めていくというところで、やはり、小規模団体だからこそ効果が出しやすいというところがあるかと思うのですが、その辺、健康増進課長も今日来られているというので、その辺の部署の連携というところで、これからのお考えというのを教えていただければということで。

ごめんなさい、もう1個。それと、阪口委員の、費用もそうなんですけれども、件数が増えているというところなんですよね、とくとく健診、これを進めてきているんですけども、件数も増えてきている、給付件数ですね。高額の件数も増えてきている、高額の件数を抑制したら、ああ、何か効果あったのかなということもあるんですけども、それこそ増えているというので、効果検証といったことでもなかなか数字に表れにくい事業やと思うのですが、その辺はちょっとまた、お考えあれば、意気込みでもいいですし、お願いします。

○子安保険医療課長 非常に難しいご質問をいただいて、ありがとうございます。私ども保険医療課と健康増進課の連携というところで、まずお答えをさせていただきます。

これまでにも、今ご紹介ありましたとくとく健診でございますとか、その結果相談

会、特定保健指導を含めてやっております。その際にも両課の課員がそれぞれ出まして対応するなど、連携した取組も進めております。また、今後もコロナの関係で聖徳市が全然開かれないということで、私ども毎回、健康増進課並びに保険医療課の職員で健康ブースを聖徳市のほうで毎回設置させていただいております。そういった部分など、保険部門に完全にお任せするのではなくして、保険医療課の職員も一緒になって取り組むというようなところで、連携という形で取組をさせていただいております。あと、件数が増加しているという件でございます。そちらにつきましてもなかなか、何で増えているのかというところも、一概に分析している中ではっきりしない部分ではございます。

ただ、申し上げていますように、保険事業としてとくとく健診、また、31年度に関しては冬にも、1日だけですけれども特定健診を、国保、後期の被保険者の方を対象にやらせていただきました。令和2年度も同様に、コロナの影響さえなければ実施したいと考えております。このような取組を続けて、当然、医療費もそうなんですけれども、そういった件数なんかも少なくしていけるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○村井委員　そこで、例えば国保被保険者の方の中で、とくとく健診を含めて特定健康審査を受けられた方、三十八点何%と言われたかな、特定以外の、6割ぐらい方がいらっしゃる、その中で高額医療の割合というのは、検査を受けられていない、要するに高額医療のやつ、いや、検査を受けられた方で高額医療は何人ですかねとか、そういうデータとかは把握されているんですか。統計をとられているとか。

○子安保険医療課長　今、ご指摘のありましたデータ、保険医療課のほうで分析なりしているのかというところでございます。実際のところを申し上げますと、そこまでの分析、健康増進課においてもなかなかできていないのが実態かと思えます。ただ、国の動きといたしましても、今現在、国保連合会でありますとか、町のほうにもございますが、国保データベースシステムというのが整理されております。これにつきましては国保の被保険者の方のレセプト、診療報酬明細等々が全て蓄積されており、それを活用することによって、地域性であるとか、太子町の地域は糖尿病の方が多いたとか、高血圧の方が多いたとかいう分析に活用できるようなシステムになっているということですので、今後、この辺のところも活用しながら保険医療推進に役立てていけたらというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 私たちの年代も、夏のとくとく健診というの、やはり年相応になってきたらそういう話題が出てくるんですね。受診するのだという、私の周りの住民さんも増えてきています。これこそ、なかなか数字に出てこないかと思うんです。上がりにくいかと思うのですけれどもね、粘り強くこれからもやっていただきますようお願いしておきます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○阪口委員 先ほど、滞納者に対して相談をずっとされておられると、滞納になりかけている方に対しても相談をされているということなんですけれども、そういうことで親切にやっていただきたいんですけれども、この決算とは直接関係ないんですけれども、新型コロナウイルス感染が広がる中で、全国的には保険料が払えないような方は、なかなか受診もしにくいと。コロナの自覚症状かどうか分からんけれども、自覚症状あると、熱とか、そやけれども病院には行けないという方もおられますので、どうなのか、そういうのも含めてちょっと対応してほしいし、太子町ではそういう事例というのか、相談事の中で、受診抑制、病院行かれないと、そういうような方はおられるのでしょうか。

○子安保険医療課長 今、ご質問をいただきました、コロナ感染症に限らず、生活困窮等々によりまして、受診したくてもできないというような方々でございますけれども、今のところ町のほうに、保険医療課のほうにそういったご相談等は入っておりません。

コロナに限らず、町のほうには、収入減少された方に対する保険料の町独自の減免、あるいは医療機関における一部負担金、3割なり2割のご負担をいただく形になるんですけれども、その一部負担金の納付猶予、減免等の制度も設けてございますので、今現状として、そういったご相談等は受けてはおりませんけれども、もし、そういった方が相談に来られるようなことがございましたら、その内容を定めております要綱等に基づいて、適切に対応はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○阪口委員 認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

平成31年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入で14億8千226万3千円、歳出14億6千928万3千円、実質収支額1千297万9千円の黒字決算になっています。

高過ぎる国保料が住民の暮らしを圧迫し、多くの滞納所帯を生み出して、保険証取り上げや差押えなど悲惨な事態を引き起こしていることは、政治の大問題です。新型コロナ感染が広がる中、発熱などの自覚症状があっても病院に来ない、来られない人を多数生んでいます。保険料を滞納している人は、窓口負担10割が3割になっても払えない、生活に困窮する人が医療を受ける権利が奪われる事態が起こっています。この機に改善が必要です。

国保は年金生活者、失業者、零細経営の自営業者など、所得の低い人が多く加入する医療保険です。加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという矛盾が深刻化しています。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、制度の趣旨に反します。国庫負担の増額によって国保料引下げ、協会けんぽの保険料の水準まで引き下げる必要があります。

大阪府は、保険料率と減免制度を府内で一本化し、市町村が保険料軽減のために独自で実施している補助金をなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な国保料値上げとなります。6年間の激変緩和措置を設けてはいますが、大幅な国保料値上げは避けられません。太子町では基金1千万円を繰り入れ、保険料抑制に努めました。さらに一般会計からの繰り入れで保険料の引下げの努力が必要です。国・府に対し財政支援を強く求め、国保料を大幅に引き下げ、住民の暮らしを守る一層の努力を要望しまして、意見を付けての賛成討論といたします。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第2号を原案通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせをいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○寺町委員長 それでは、再開をいたします。

次に、認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○武部高齢介護課長 それでは、認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算について、補足説明資料並びに決算書に基づいてご説明申し上げます。

附属説明資料の1頁をお開き願います。

1、決算の状況等でございます。平成31年度決算は、第7期事業計画の2年目の決算となります。

①決算の状況です。前年度に比べ、歳入で2.4%、歳出で2.8%の増となり、歳入総額12億1千495万7千895円、歳出総額12億80万4千842円で、歳入歳出差引額は1千415万3千53円となっております。この差引額には、国・府負担金等の超過交付分が含まれておりますので、次年度に精算、返還等の措置を行った後に、残金を準備基金に積み立てるものとしております。後ほど、令和2年度補正予算案でご説明させていただきます。

中ほどにあります表は、歳入歳出の内訳を千円単位で示したものでございます。

表の上段、一番上、歳出総額が前年度より2千902万8千円増加した主な要因は、歳出の保険給付費の増加に伴う繰入金、国庫負担金等のそれぞれの増によるものでございます。また、表の下段、歳出総額が前年度より3千233万2千円増加した主な要因は、保険給付費で5千752万円の増となったことによるものでございます。

②保険給付費の状況です。当会計歳出の約92%を占める保険給付費の状況です。対前年比5.5%増の11億515万608円となりました。

下の棒グラフをご覧ください。保険給付費については介護保険制度が始まりました平

成12年度から増加傾向が続いております。

次の2頁をお開き願います。

③地域支援事業の状況でございます。新しい総合事業を平成29年度より開始し、3年目の決算となります。

表の上段、介護予防・生活支援サービス事業費1千248万3千685万円は、前年度より25万8千886円、2.1%の増となっております。増の主な要因は、短期集中予防サービスとして、訪問型サービスCによるものです。

その下、一般介護予防事業費731万3千32円は、前年度より59万9千830円、7.6%減となっております。減の主な要因は、生きがい活動支援事業として福祉センター2階で行ってございましたお達者サロンの実施につきまして、平成30年10月より、指定管理者である社会福祉協議会のもと住民主体のサロンとして形を変え、喫茶コーナーを自分たちで運営されております。よりまして、その分の委託料が減となっております。

その下、包括支援事業・任意事業費3千707万8千729円は、前年度より6千125円の増となっております。

次に④基金残高の状況ですが、介護給付費準備基金の平成31年度末残高は、1億897万404円でございます。

⑤大阪府財政安定化基金からの借入れの状況でございますが、新たな借入れは行っておりません。

2番、保険料、収納状況です。

表の列の中ほど、収納率は特別徴収が100%で、普通徴収で94.0%、滞納繰越で19.3%、全体では98.1%で、前年度より0.6ポイント高くなっております。

下の欄外、未収については、現年度分72人、滞納繰越分52人となっており、今後とも収納対策に努めてまいります。

次の3頁、3、高齢者数及び認定者数の状況でございます。

①高齢者数の状況でございます。表の列の中ほど、令和元年9月末の総人口が1万3千350人、その下、65歳以上の人口が3千817人、高齢化率28.6%と、いずれもほぼ事業計画の数値通りとなっております。

②要介護・要支援認定者の状況でございます。表の列の中ほど、令和元年9月末で65歳以上の認定者数は627人、16.4%となっております。認定者数についても、ほ

ば事業計画の計画値通りとなっております。

下の折れ線グラフは、年度末ごとの総人口、高齢者数、認定者数の推移を表したものでございます。一番下の丸印線、総人口の減少が続く中、四角印線の高齢者数と三角印線の認定者数は増加し続けております。今後も本町の高齢化は進むと推計されています。

なお、認定者数が前年度に比べ、増加している主な要因につきましては、在宅医療と介護連携への取組の充実により、医療から介護につなげるケースが増えていることによるもので、具体的には各医療機関の地域医療連携室などが、患者さんがスムーズに退院することができるように、介護施設をはじめ、行政や福祉に関わる多くの機関につなぐケースが増加したことによるものであると考えております。

次の4頁をお開き願います。4、認定審査会。

①認定審査会の状況でございます。本町及び河南町、千早赤阪村と共同で設置しております認定審査会の開催回数は、通常50回のところ、千早赤阪村の9月分の件数が多く、1回多く開催し、年間51回で、太子町の審査数は618件となっております。

②2次判定変更状況でございます。この表は、調査員の74項目の調査結果をもとに、コンピューターによる、介護に必要な時間を推計する1次判定と、1次判定の結果をもとに主治医意見書や特記事項などを加味しまして、認定審査会で決定された2次判定の介護度の比較を表しております。

③更新認定の状況でございます。認定を受けていた方の更新前と更新後の介護度を比べたものです。介護度が高くなったケースは118件で、軽度化が93件となっております。

④その他認定に関する状況でございます。認定の審査結果を30日以内に出せるように取り組んでおります。平成31年度につきましては、認定に要した平均日数が30.0日と、ほぼ30日以内に結果を出している状況となっております。認定審査の工程につきましては、利用者からの認定申請を受け付けしまして、1次判定を行い、主治医意見書を添付して認定審査会で審査を受けておりますが、主治医意見書を回収するのに平均14.0日で、前年度16.3日から比べると2日程度早く回収している状況となっております。

次の5頁、5、サービス利用状況における事業計画との比較でございます。

表は、左からサービスの項目単位、31年度の計画値、31年度の実績値、30年度の実績値で、一番右が計画比となっております。また、各年度の実績値は、年間の総数

を月平均に割り戻した数値としています。

なお、各サービスの回数と日数は1か月当たりの総数を表記しまして、人数は1か月当たりの利用者数を表記しています。

①介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用するサービスで、ここでの主なサービスは介護予防訪問看護や福祉用具貸与等となっています。実績はほぼ計画通りとなっています。

次に、②居宅サービスの状況でございます。

サービスの中で最も利用されるものが、表の一番上、訪問介護で、月3千114回、前年度との比較では326回の増、対計画比は101.8%となっております。

続いて、5段下の通所介護が、月1千756回、前年度との比較では160回の増、対計画比は92.8%となっております。

続いて、その2段下、短期入所生活介護、ショートステイでございますが、月866日、前年度との比較では122日の増、対計画比92.3%となっております。

なお、その他の主なサービスについても、ほぼ計画通りの実績となっております。

次の6頁をお開き願います。

③地域密着型サービスでございます。表の5行目の認知症対応型共同生活介護、グループホームと、一番下の地域密着型通所介護は、ほぼ計画通りの実績となっておりますが、表の下から3番目の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実績は、対計画比は82.8%となっております。

④施設サービスは、入所または入院して利用するサービスでございます。介護老人福祉施設は計画53人に対して実績が54、介護老人保健施設は計画41に対して40人となっております。

下の折れ線グラフは、施設サービス利用者数の推移を示したものです。各年度3月末時点の利用者数を表記しています。

このようなサービス利用の状況を受けまして、7頁、6、保険給付費の状況1でございます。平成31年度の保険給付費の状況でございます。表の一番上、給付費の半分弱を占める居宅サービス給付費が対計画比90.9%、その下、地域密着型サービス給付費が対計画比86.9%と、計画値を下回ったことから、表の一番下、サービス給付費全体の合計は、対計画比92.4%となっております。

なお、下のグラフは上の表のサービス給付の割合をグラフ化したもので、居宅サービ

ス、地域密着型サービス、施設サービスの3つのサービスで87.8%を占めています。

次の8頁をお開き願います。

上の折れ線グラフは、居宅サービス費のうち主なサービスについて、過去からの推移を表しており、一番下の白の四角の線、通所介護、デイサービスの占める割合が一番大きく、続いて訪問介護、短期入所となっており、ひし形の線の訪問介護につきましては、近年増加傾向にあります。

②居宅サービスにおける介護度別の対支給限度額比率でございます。サービス利用ができる支給上限額に対してどのぐらい利用されているかの平均値でございます。全国的に要介護度が重度になるほど利用率が高くなる傾向があります。本町も同様の傾向となっております。

9頁の、特定入所者介護サービス費の状況でございます。

施設サービス等の利用が困難とならないよう、居住費と食費について、所得区分に応じた負担限度額を設定し、低所得者の方への負担軽減を行っています。非課税世帯の方が対象となり、3つの負担段階区分の合計で122人に給付しております。利用区分のその他は、短期入所生活介護や地域密着型介護老人福祉施設の利用でございます。下の棒グラフのとおり、第1段階から第3段階の利用者が半分以上を占めている状況となっております。

次の10頁をお開き願います。7、地域支援事業の状況でございます。

地域支援事業は被保険者が要介護状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することとしております。

各事業の説明については、支出内容を含め、決算書に基づきご説明いただきます。

それでは、決算書の320、321頁をお開き願います。

歳出の説明をさせていただきます。

1款総務費、支出済額1千801万2千353円、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額612万6千495円、一般管理事業77万1千309円は、介護保険事業の執行に係る事務費で、被保険者証等の印刷代や郵便料などの経費となっております。

電算管理事業535万5千186円は、介護保険システムの保守やプログラムの変更

等委託料、システム機器の賃借料などの経費となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額58万5千646円。賦課徴収事業で、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、納付書等の印刷代や郵便料などの経費でございます。

3項認定審査会費、1目認定調査費、支出済額1千122万2千95円。認定調査等事業で、要介護認定に係る費用として認定調査員の非常勤嘱託員賃金や、医師の意見書の作成手数料などがございます。そのほか、3町村で共同設置しております認定審査会の事務費負担金などがございます。

322、323頁をお開き願います。

4項計画推進費、1目計画推進費、支出済額7万8千117円。計画策定事業で、介護保険事業計画等推進委員会の開催に係る経費で、委員報酬費10人分などがございます。年2回開催予定でしたが、31年につきましてはコロナの影響で2月開催分が中止となり、1回の開催となっております。

2款保険給付費、支出済額11億515万608円、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、支出済額11億437万4千424円。介護サービス等給付事業10億1千761万301円は、要介護1から5の方が対象となるサービスで、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、ホームヘルプ、通所介護、デイサービス、短期入所生活介護、ショートステイなどの給付費でございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成にかかる給付費でございます。居宅介護住宅改修費は手すりの取付けや段差解消などの改修への給付費でございます。居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽などが対象でございます。施設介護サービス給付費は、介護老人施設や介護老人保健施設などの給付費です。地域密着型介護サービス給付費は、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護などの給付費でございます。

次の、介護予防サービス等給付事業1千655万6千144円は、要支援1、2の方が対象となるサービスで、サービス給付費、サービス計画給付費、住宅改修費、福祉用具購入費のそれぞれのサービス内容は、先ほどの居宅介護サービスと同様となっております。

高額介護サービス等事業2千566万7千877円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合、所得区分に応じて上限額を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

高額医療合算介護サービス等事業442万4千865円は、介護保険と医療保険の両

制度における自己負担額の合計が上限額を超えた分を支給するものでございます。

特定入所者介護サービス等事業4千11万5千237円は、介護保険施設利用時の食費や居住費について、低所得の方に、上限を超えた部分について介護保険から給付を行うものでございます。

2目審査支払手数料、支出済額77万6千184円。審査支払事業で、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料でございます。

3款地域支援事業費、支出済額5千689万9千163円、ここでは主な事業実績をご説明させていただきますが、各事業の計画に対する実施状況や前年度実績等については、補足説明資料の10頁、11頁に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

324、325頁をお開き願います。

1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額1千248万3千685円、本事業費の対象は要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者となっております。

訪問介護相当サービス事業193万2千536円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護サービスで、延べ87人の利用がありました。

訪問型サービスB事業、住民主体による支援7万円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体、寿喜菜の会への補助金で、サービス提供者1人当たり月2千円で、延べ35人分に対する補助でございます。

なお、サービス利用者は延べ106人となっております。

訪問型サービスC事業、短期集中予防サービス123万3千400円は、保健や医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するもので、延べ155人に対しサービス提供を行いました。

訪問型サービスD事業、移送前後の生活支援63万9千円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金で、桜草クラブ、プラスワンサービス、寿喜菜の会に対し補助しており、サービス利用者は延べ572名となっております。

通所介護相当サービス事業632万5千10円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護サービスで、延べ230人の利用がありました。

通所型サービスC事業、短期集中予防サービス138万7千47円は、作業療法士などの専門職による短期集中予防サービスで、保健センターで実施しております、いきい

きトレーニングに係る経費で、主に看護師賃金や作業療法士への報償費でございます。
計36回実施し、参加人数は延べ362人でございます。

なお、本事業参加者の送迎は、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業により行っております。

介護予防ケアマネジメント事業89万6千692円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る経費で、大阪府国民健康保険団体連合会に支払うものでございます。作成件数は延べ207件となっております。

2項一般介護予防事業費、326、327頁をお開き願います。

1目一般介護予防事業費、支出済額731万3千32円、介護予防把握事業110万7千398円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談、指導を行うため、閉じ籠もりがちな方50人を対象に、延べ217回の訪問を行いました。

介護予防普及啓発事業97万2千788円は、福祉センターの1階で実施している、お達者トレーニングやお達者健康講座の実施に係る歯科衛生士、栄養士、看護師などの賃金や報償費となっております。

地域介護予防活動支援事業226万646円は、元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や高齢者交流サロンへの事業費補助で、うち、平成31年度中、新規の交流サロン立ち上げ団体に対しまして、活動拠点整備事業費として30万円の補助を行っております。また、閉じ籠もりがちな高齢者を対象としたふれあい農園などに係る経費で、25のグループ、実239人の方が集会所等を利用したトレーニングをされ、8か所の交流サロンには延べ6千78人の方が参加されております。

その他、ふれあい農園や男性高齢者の自主活動として、男のたまり場などへの参加人数は、延べ428人でございます。

通所リハビリテーション活動支援事業297万2千200円は、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなど、地域リハ活動への支援を行いました。

3項包括的支援事業・任意事業、支出済額3千707万8千729円、1目総合相談事業費、支出済額2千130万3千353円。328、329頁をお開き願います。

職員人件費1千710万779円は、地域包括支援センター正職員2名の人件費となっております。

総合相談事業 420万2千574円は、地域包括支援センター運営に係る社会福祉士の賃金や、休日・夜間の相談窓口業務の委託料などで、351件の一般総合相談、12件の休日・夜間総合相談がありました。ちなみに休日・夜間相談窓口業務につきましては美野の里さんで行っていただいております。

2目権利擁護事業費、支出済額13万800円。権利擁護事業で高齢者の虐待防止等に係る支援事業委託料で、金銭トラブル等の5件のケースに対し、弁護士から5回の支援を受けております。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、支出済額3万円。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業3万円は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の講師謝礼で、年4回開催しております。会議内容といたしましては、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域における連携、共同の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等の包括的・継続的なケア体制の構築を図ることを目的としております。

4目任意事業費、支出済額493万3千843円、介護給付等費用適正化事業96万647円は、介護給付費通知書、ケアプラン点検や適正化システムの委託料に係る経費で、1千136件の通知、町内3事業所で、美野、中辻、コスモスを対象に16件のケアプラン点検を行いました。

家族介護支援事業246万6千17円は、家族介護講座、11回開催しております。101人の参加がありました。これの委託料と紙おむつ等の介護用品の給付で、48人の方に給付いたしました。

330、331頁をお開き願います。

介護相談員等派遣事業57万9千343円は、介護相談員派遣に伴う報償費と研修負担金などです。現在9名の方にご活躍いただいております、町内11の各事業所に対し208回訪問していただいております。

成年後見制度利用支援事業22万5千40円は、町の申立てにより審判を受けた方が、生活保護受給者等に該当した場合の成年後見人費用助成金で、2人に対して助成いたしました。

見守り訪問事業68万2千796円は、高齢者の見守りに係る各委託料で、食の自立支援事業は、対象者12人、延べ731食分、乳酸飲料ヤクルトの配布による愛の一声見守り訪問は、対象者3人、延べ518件、緊急通報装置受信・相談業務は42件の実

績となっております。

住宅改修支援事業2万円は、居宅のケアプランを立てていない10人の方の住宅改修理由書作成に対し補助いたしました。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、支出済額135万6千615円。在宅医療・介護連携推進事業で、事務補助のアルバイト職員の賃金と、3町村と3師会との6者による地域包括支援ネットワーク推進協議会により、取組を進めるための事業委託料でございます。

6目生活支援体制整備事業費、支出済額555万2千896円。332、333頁をお開き願います。

生活支援財政整備事業で、地域づくりからの支え合い勉強会とフォーラム、また、S A S A E 愛太子協議会開催に係る経費をはじめ、生活支援コーディネーター設置に係る委託料などがございます。主な事業実績は支え合い勉強会を11回開催し、延べ236人が参加していただきました。

7目認知症総合支援事業費、支出済額320万3千102円。認知症地域支援・ケア向上事業319万1千618円は、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員である社会福祉士の人件費、また、認知症地域支援推進員研修負担金でございます。

認知症初期集中支援推進事業1万1千484円は、平成30年4月に設置した認知症初期集中支援チーム、通称オレンジチームの事業に必要な消耗品となっております。

8目地域ケア会議推進事業費、支出済額56万8千120円。地域ケア会議推進事業で、地域ケア会議開催に係る専門職の報奨費や派遣委託料でございます。事業実績は、自立支援ケアマネジメント型の地域ケア会議を11回開催し、44ケースを検討しました。また、個別困難事例型の地域ケア会議を7回開催いたしました。

4項その他所費、1目審査支払手数料、支出済額2万3千717円、審査支払事業で、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料でございます。

334、335頁をお開き願います。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、支出済額1千196万6千617円。介護給付費準備基金積立金事業で、30年度決算の剰余金の積立でございます。

5款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額1万6千882円、一時借入金利子でございます。

6 款諸支出金、支出済額 8 7 5 万 9 千 2 1 9 円。1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者還付金、支出済額 3 4 万 4 千 8 2 0 円は、転出や死亡時など、過年度分の保険料分を還付いたしました。

2 目第 1 号被保険者還付加算金の支出はございませんでした。

3 目償還金、支出済額 8 4 1 万 4 千 3 9 9 円。国・府等の支出金返還金で、国・府等からの支出金の精算による返還金でございます。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして、3 1 4、3 1 5 頁をお開き願います。

歳入の説明をさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、収入済額 2 億 8 千 5 3 9 万 7 千 5 2 0 円。

なお、不納欠損 2 1 7 万 9 千 5 6 0 円は、介護保険法第 2 0 0 条第 1 項の規定による、2 年間の請求権消滅のため、時効となったものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、収入済額 4 万 1 千 9 0 0 円は 4 1 9 件の督促手数料でございます。

3 款国庫支出金、収入済額 2 億 6 千 3 7 8 万 7 千 8 3 2 円。1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、収入済額 2 億 4 3 1 万 3 千 1 7 8 円は、保険給付費に対する国からの負担金でございます。

2 項国庫補助金、収入済額 5 千 9 4 7 万 4 千 6 5 4 円。1 目調整交付金、収入済額 3 千 5 5 5 万 3 千円は、普通調整交付金 3. 2 3 % の分でございます。

2 目地域支援事業交付金、収入済額 2 千 5 6 万 2 千 6 5 4 円は、地域支援事業にかかる国からの交付金でございます。

3 目保険者機能強化推進交付金、収入済額 2 0 8 万 1 千円は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するための交付金となっております。

4 目介護保険事業補助金、収入済額 1 2 7 万 8 千円は、システム整備に対するものでございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、収入済額 3 億 7 0 4 万 1 千 3 8 9 円、1 目介護給付費交付金、収入済額 2 億 1 千 9 0 4 万 3 千 3 8 9 円は、4 0 歳から 6 4 歳の第 2 号被保険者の保険料で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2 目地域支援事業支援交付金、収入済額 7 9 9 万 8 千円は、地域支援事業に対する支

払基金からの交付金でございます。

316、317頁をお開き願います。

5款府支出金、収入済額1億6千509万9千350円。1項府負担金、1目介護給付費負担金、収入済額1億5千452万4千782円は、保険給付費に対する大阪府からの負担金でございます。

2項府補助金、1目地域支援事業交付金、収入済額1千57万4千568円は、地域支援事業に対する大阪府からの交付金です。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、収入済額4万4千624円は、介護給付費準備基金積立金の利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、収入済額1億7千606万9千748円。次の5つの一般会計からの繰入金で、1目介護給付費繰入金、収入済額1億3千814万3千826円。2目地域支援事業繰入金、収入済額1千215万7千627円。3目その他一般会計繰入金、収入済額1千724万635円。1節事務費等繰入金、収入済額1千396万2千465円。2節認定審査会共同設置繰入金、収入済額327万8千170円。4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額852万7千660円となっております。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金から繰入れは行っておりません。

8款繰入金、1項繰越金、318、319頁をお開き願います。

1目繰越金、収入済額1千745万7千832円は、平成30年度からの繰越金でございます。

9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、収入済額1万7千700円は、第1号被保険者延滞金でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○寺町委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 決算のところで、これは額というところではないです。現状として、この平成31年度のあれで、太子町の介護のところでは言ったら、中辻さん、清秀会さんのところの、あこ、通所リハビリかなんか、介護予防事業をされていたかと思うのですが、今、現状としてどういうことになっているのか、情報知っているなら教えてもらえ

ませんか。

○武部高齢介護課長 中辻整形の今の現状ということでございます。もともと整形外科とデイケアがございました。2月に、ご存じのとおり中辻先生がお亡くなりになられまして、3月からは、医師が不在となるとデイケアが認められないというふうな状況でございました。その中で、従前より通所リハに通っておられました方々の受皿といたしまして、現在、既存の診療所併用住宅の診療部分の一部を、地域密着型通所介護へ用途変更するための大阪府の開発許可グループ等に申請の手続を行っておられます。

現在の場所につきましては市街化調整区域のため、用途が制限され、地域密着型通所介護なら許可が下りるということでございます。オープンにつきましては、今のところ10月1日とお聞きしているんですけども、申請等の手続の都合上、1日以降となる可能性もあるかなと思っております。

以上です。

○村井委員 それに伴って、ドクターの先生が突然お亡くなりになるということで、現場も役所のほうも、その辺の対応というところをやられたと思うんですけども、利用者さんのところですね、利用者さんのところのほうで、いろいろ、そういう不便やとか、違うところに移ったりとかいうところのケースはあったのですか。

○武部高齢介護課長 もともと利用されていた方につきましては、それぞれケアマネさんがついておられると思います。そのケアマネさんが、利用者に対して必要な施設を探し出しまして、案内するといったことを行っていただいております。

以上です。

○村井委員 では住民さん、利用者さんのところでは、そう混乱はなかったというふうに解釈してよろしいんですか。

○武部高齢介護課長 中辻さんのほうからは、特に今まで通っておられた方の利用に対して、特に混乱を招いたというふうなことはお聞きはしておりません。

○村井委員 続けて。この資料の4頁の認定審査会のところなんですけれども、これ、関連してになると思うんですけども、これ、私も新型コロナウイルスの影響で、私は今、歯医者行っているんですけども、歯医者の診療時間が制限、それと歯医者さんの中に入るのも制限されているという、ちょっと制限されているのかな、私も聞くところによると、病院のお見舞いも、ご家族の方でも行けないというところの、介護施設のところもそうなのかは分からないですけども、これ、その影響で認定審査が遅れる、も

しくは更新認定の調査が遅れるとか、ドクターが入れないというケースがあるのかないのか分からないんですけれども、そういうケースというのが出てくるというのはないんでしょうか。

○武部高齢介護課長 このコロナの影響で、この2月18日付で厚労省のほうから新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いというふうな文書が発出されております。これを受けまして、介護保険施設、あと病院におきまして入所者との面会を禁止する等の処置によりまして、認定調査が困難な場合は認定期間を6か月延長するというふうな対応を取っておりました。しかしながら、この4月8日付で再度、厚労省から新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い（その4）というのが発出されました。大阪府内で新型コロナウイルスの感染状況を鑑みまして、更新申請の方に限り、新型コロナウイルス感染症防止を図る観点から、対面での認定調査が困難な方については、介護度をそのまま12か月延長、または通常通り対面での認定調査を行った上で、介護度を決定する更新申請のどちらかを選択していただくことということで、現在に至っている状況でございます。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 附属説明資料の1頁になるんですけれども、説明の中でも、この介護保険というのが3年で見直しというんですか、そういうふうな形の中で、この30年、31年の決算状況を見られたときに、この2年間で、今年度というんですかね、ある程度の見込みというんですか、また、保険料についても、今年度また算定のほうをされるということで、状況について意見というか、聞かせてもらえたらと思います。

○武部高齢介護課長 今年度につきましては、まず、決算におきまして黒字となっております。これにつきましては国・府負担金等の超過交付分も含まれております。次年度に精算、返還等の措置を行った後、残金は準備基金に積み立てるという形をとっております。

今年度、第8期に向けての事業計画の見直し年度でございます。現在、各65歳以上の方々等にニーズ調査というのを今実施しておりまして、その分析をしております。その後、標準給付費を見込みまして、その後、介護保険料の基準額を設定するという工程で今のところ準備しております。今後、保険料が第8期にどれぐらいになるかというところで、今のところ、まだ計画策定期間でございます。なかなか申し上げることがで

きないんですけれども、その状況に応じて、この準備基金の適切な基金運営を行っていききたいと考えております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。ぜひとも適正な保険料というんですか、算定のほうをしていただけたらと思います。

それと、次の2頁なんですけれども、その中で一番上の地域支援事業の状況ということで、2段目の一般介護予防事業のところなんですけれども、事業自身がなくなって、社会福祉協議会のほうで指定管理をしている、そういうふうな流れの中で事業をやったというふうな説明が、お達者サロンという事業であったということなんですけれども、もう少し具体的な形で教えていただけたらと思います。

○武部高齢介護課長 先ほど、説明の中で少し申し上げました、その地域支援事業の減額、一般介護予防事業費の減額の理由ということで、主な要因につきましては生きがい活動支援事業としまして、以前より福祉センター2階で行っておりましたお達者サロンの実施につきまして、先ほど申し上げました社会福祉協議会で、住民主体のサロンとして、例えば喫茶コーナーとか、そういうようなところで、いろいろな、軽いお話をしたりとか、いろいろなイベント等、体操等をされておりました。その事業につきましては社会福祉協議会と協議した結果、これは、自分たち住民さんが主体としてやったほうが事業的にもスムーズにいく、それと介護予防にもつながるといったことの声もいただいております。ですので、平成30年10月から、指定管理者の社会福祉協議会で事業を実施しておるということで、31年度の決算につきましてはその部分が減額という形になっております。

○斧田委員 ありがとうございます。続けてというんですか、今言われている交流サロンというのが町内にもあと何か所かあると言っていたんですけれども、事業実施をしている場所を教えてください。

○武部高齢介護課長 交流サロン、集いの場につきましては、高齢者の方々が自ら積極的に介護予防の活動に参加しまして、自分らしい生活を過ごしていただくため交流サロンが必要であると考えております。この交流サロンが外出の機会となりまして、楽しくお話をして、元気でいきいきとした生活を過ごしていただくための介護予防につながるという重要な位置付けとなっております。現在8か所の交流サロンがございます。目標設置数は13か所としております。今後、更なる交流の場の増設、ひいては更なる介護

予防の促進に向けまして、新規の立ち上げ団体に対しまして、活動拠点整備事業費として1団体につきまして30万円の補助を平成31年度に実施しております。実績といたしましては、この31年度で1団体増えての8団体という形になっております。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○辻本委員 そうしましたら決算全般に関することでお聞きしたいんですが、歳入が12億1千495万7千895円に対して、歳出が12億80万4千842円。例えば、一般会計でしたら51億円しかないのに、特別会計12億の年間の予算でサービスの事業を展開している。これは、例えば中央省庁であれば大官庁でありまして、高齢介護課長というのは相当な権力を持っているような人になるんですけれども、例えばその事業内容の中で、サービスC事業だとかD事業だとか、600万円だ何とかが計上されているけれども、どこに支払われているか書いてないんですが、この12億80万4千何がしのお金っていうのは、この太子町内の事業者を支払われているお金なんですか。

○武部高齢介護課長 この事業費につきましては、各施設に入所されております利用者さんがもちろんございます。その利用されておる施設等の利用費等、あとは使われた給付費が主な財源となっております。ですので給付費全体としては、歳出の給付費はかなり占めておる状況の中で、利用者の方々、高齢化により65歳以上の方も年々増えてきている状況でございます。ですので今後も給付費は増えていきまして、歳出も恐らく増えていくというふうな考えを持っております。

以上です。

○辻本委員 そうすると、事業者ではなくて給付者に対してそのお金が支払われている。例えば要介護支援と介護認定者が651人に対して12億、単純に計算して割れば、1人200万円ずつぐらいのお金がかかっておるんですね。そういうふうなものをかけないようするために、例えば、日頃認知症高齢者にならないような施策っていうか、そういうふうなことをまず考えたほうが。

例えば、この前テレビでやっていたんですけれども、もう、認知症になってしまっても、何か、ある食べ物か、1週間実験して、それを食べて、次、1週間目、その、何か検査したら、忘れていたやつが、何か、検査したらブドウ、リンゴ、何とかつつのを思い出して、なんていうんですか、脳が回復したと、機能を。そうすると、では認定を、本来なら受けて、また給付もらえるところを、そういうふうにならずに済むとか、

予防的なサービスというのを考えたらどうなんでしょうか。

○武部高齢介護課長 介護予防という観点から、例えば先ほど言いました、いきいきトレーニングであったりとか、各町内でやっておられます交流サロン等、それと住民主体で、先ほど委員もおっしゃいました移動支援のサービス等、そのサービス等もされておられる方も高齢でございます、その方もそのサービスを行うことによって介護予防につながるといったようなことで、この地域支援事業の中では、多様なサービスに基づきまして、いろいろなサービスを現在実施しております。ですので、まずは委員おっしゃったように、予防を中心にいろいろな事業展開、充実した事業を実施していく必要があると考えております。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○阪口委員 先ほどから社協に業務委託しているということなんですけれども、この決算書の中には社協へ委託している金額には別に入っていないわけですか。社協に対して。

○武部高齢介護課長 もちろん委託料として計上はしておりますので、決算書の中にはその委託分はもちろん含まれております。委託料として発生している分はもちろん含まれております。

以上です。

○阪口委員 決算書見たら、どこに書いてあるのかと。

○武部高齢介護課長 主に、一番大きなものが333頁でございます。一番上の生活支援体制整備事業というのがあります。この中で、生活支援コーディネーター委託料ということで、社会福祉協議会に529万5千400円の決算が出ております。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第6号を原案通り認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号、平成31年度太子町介護保険特別会計歳出決算認定については、原案通り認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせをいたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○寺町委員長 それでは、再開をいたします。

次に、認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通じて説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○子安保険医療課長 認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計決算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

それではまず、附属説明資料をお願いいたします。1頁をお願いいたします。

表の上、歳入からご説明を申し上げます。

歳入合計2億158万5千円で、前年度と比べて1千697万5千円、9.2%の増となっております。

まず、保険料ですが1億6千28万3千円で、被保険者数の増加や特例軽減の段階的見直しに伴い、前年度と比べて1千753万5千円、12.3%の増となっております。

次に一般会計繰入金ですが、3千537万7千円で、対前年度比56万5千円、1.6%の減となっております。

なお、内訳といたしまして、事務費繰入金が電算機器の保守委託料などが減となったことなどにより、前年度比3万8千円、1.2%の減となっております。

また、旧被扶養者に係る保険料軽減の見直しなどに伴い、保険基盤安定繰入金で、前年度と比べて52万7千円、1.6%の減となっております。

また、諸収入につきましては前年度に続いて、平成31年度も収入がございませんでした。

次に歳出でございます。

歳出合計1億9千540万2千円で、対前年度比1千670万5千円、9.3%の増となっております。総務費でございますが、一般管理費で電算機器の保守委託料の減などにより、対前年度比69万4千円、24.1%の減の218万7千円となっております。一方、徴収費は隔年で印刷している納付書等の増加などにより、前年度比64万7千円、157%増の105万9千円となり、総務費全体では4万7千円、1.5%減の324万6千円となっております。

次に広域連合納付金ですが、前年度と比べまして1千711万4千円、9.8%増の1億9千194万3千円となっております。これは歳入で申し上げましたとおり、被保険者数の増加に加え、特例軽減の段階的見直しに伴い保険料収入が増加したことによるものとなっております。

また、この広域連合納付金の財源につきましては、納付していただきました保険料に加え、一般会計からの基盤安定繰入金で賄っております。

なお、歳入歳出差引額は618万3千円の黒字となっております。

次に、頁右側、2頁でございます。

2、被保険者数の状況ですが、平成31年度末時点でございます。1千911人で、前年度より91人、5.0%の増加となっております。

3、保険料収納状況ですが、収納率のうち年金からの特別徴収は100%で、普通徴収の現年度分は99.8%、特別徴収と普通徴収の両方を合わせた現年分合計で99.9%の収納率となっております。

また、表の中央の列、還付未済額29万8千342円につきましては、保険料収納後に移動や死亡等によりまして保険料の還付が発生しますが、その年度内に処理ができなかった分を計上しております。右隣の不納欠損額2千983円は、被保険者の死亡や生活保護開始などにより欠損処理となっております。

4、保険料の賦課状況表ですが、まず(1)保険料賦課率等及び賦課限度額は、平成31年度は保険料率の見直しが行われておりませんことから、平成30年度と同じ保険料率で、均等割5万1千491円、所得割率9.90%。賦課限度額62万円となっております。

次に、(2)保険料軽減の状況でございますが、7割、5割、2割に加えて被用者保険の旧被扶養者を加えた合計で、前年度に比べて7人減の1千109人で、全体の58%の方が軽減を受けているというような状況になってございます。

なお、年金収入が80万円以下の方の特例軽減の対象者数は439人となっております。また、軽減後の1人当たりの保険料は本算定時点で8万3千538円となっております。

以上で附属説明資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算書のほうをお願いいたします。

まず、歳出からのご説明です。

354、355頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額218万6千657円は、被保険者証や限度額認定証の郵送料、電算システムに係る自治体クラウド利用料となっております。

2項徴収費、1目徴収費、支出済額105万9千275円は、納入通知書や督促状等の印刷代及び郵送料のほか、納入通知書や保険料の納付確認書の作成及び封入作業等の業務委託料となっております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、支出済額1億9千194万2千577円は、保険料及び保険料の軽減分として保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付いたしております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、支出済額21万3千367円は、過年度分の保険料に係る還付金となっております。

歳出のほうは以上でございます。

次に歳出、1頁お戻りいただきまして、352、353頁をお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、収入済額9千555万8千68円となっております。2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入済額6千462万1千967円、2節滞納繰越分、収入済額10万3千619円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額1万3千300円となっております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、収入済額324万5千932円は、歳出の総務費に充当いたしております。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3千213万801円は、政令軽減を受けている1千109人分の保険料軽減額を一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額591万2千522円は、平成30年度からの前年度繰越金でございます。

5款諸収入につきましては、平成31年度の収入はございませんでした。

平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計決算の説明につきましては、以上となります。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 後期高齢者医療制度は広域化されていますけれども、大阪府は大体どれぐらいの、全国的な位置の保険料になっているのでしょうか。

○子安保険医療課長 今ご質問いただきました大阪府におけます後期高齢者医療保険料、広域連合で賦課しておりますから大阪府内一律となっております。

また、ただいまの説明にも申し上げましたように、30年度、31年度に関しましては第6期保険料となっております。この2年間、同一の保険料率を使用しております。これを基にしまして、全国においてどのぐらいの位置にあるかということでございます。大阪府に関しましては、1人当たり8万692円で、東京が1番目、2番目が神奈川県、次が愛知県、その次が兵庫県、その次が大阪府ということで、高いほうから5番目の位置にあるというところでございます。

○阪口委員 5番目ということなんですけれども、いずれにしても75歳以上の保険料で負担も大きいと思います。その75歳以上の方の保険料が高いにもかかわらず、窓口負担が1割から2割に引き上げられようとしているんですけれども、それについてはどのように思われますでしょうか。

○子安保険医療課長 今ご指摘のありました後期高齢者医療保険制度、これにおきまして、現行、窓口負担につきましては1割となっておるところを2割に変更しようとする動きというご指摘といたしますか、ご質問でございます。

確かに国のほうにおきまして、国の審議会等々において1割負担を2割負担にというような話が出ておることは町としても把握いたしております。また、広域連合、私どもは大阪府の広域連合の構成団体ではございますが、各都道府県の広域連合の協議会という組織がございまして、そちらのほうからは、その動きに対しまして、現行の1割負担、

これを維持してもらいたい旨の要望をされているというところも承知いたしております。

いずれにいたしましても、将来的な窓口負担をどうしていくのかというところにつきましても、まだ国のほうで議論されている最中であるというところからも、本町といたしましてもその議論の推移を見守っていくといたしますか、慎重に見ていきたいと考えております。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○阪口委員 認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成31年度の後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入で2億158万5千円、歳出で1億9千540万1千円、歳入歳出差引額618万3千円の黒字決算になっています。

後期高齢者医療制度は、高齢者差別の医療制度として創設され、市町村の広域連合という、住民から離れた組織によって運営されていることも常に問題になってきました。

75歳以上の窓口負担を原則1割から原則2割に引き上げることが、全世代型社会保障検討会議で検討されています。ところが、注目すべきは後期高齢者医療制度の保険者である広域連合の動きです。全国後期高齢者医療広域連合協議会は、75歳以上の窓口負担の現状維持を求める要望書を厚労省に提出しました。その要望書は、負担増の中止にとどまらず、被保険者の負担を将来にわたって抑えるため、後期高齢者医療制度に対する国庫負担の引上げも要望しています。広域連合の結集が改悪中止と制度の根本的見直しを要求しているところに、この制度の矛盾があります。高齢者いじめの後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することを強く求めまして、反対の討論といたします。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決をいたします。

認定第7号を原案通り認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成4名・反対1名)

○寺町委員長 賛成多数でございます。

よって、認定第7号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

次に、条例関係の議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、子育て世代の負担軽減などを目的として、子ども医療費助成事業の対象者を、18歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでのものとし、高校を卒業する年齢まで拡大を行うほか、これまで医療費助成の対象となっていなかった精神病床への入院を新たに助成対象とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、子ども医療費助成事業の対象者を、これまで15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでのものとし、中学校を卒業するまでのものとしていたものを、令和3年1月から、18歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでのものとし、高校を卒業する年代までのものとする対象の拡大を行うほか、平成30年4月に大阪府の福祉医療費助成制度が再構築された際、国における精神障がい者の地域への移行促進の流れとの整合性や、精神疾患のある方々の入院の実態などから、引き続き検討を行うこととされ、懸案となっていた精神病床への入院を令和3年4月から大阪府の福祉医療費助成制度の対象とされることとなったことを受けて、本町において子ども医療費助成制度の対象者の精神病床への入院を、新たに助成対象とするため、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第2条は用語の定義についての規定となっており、助成の対象となる子どもを定義しておりますが、助成の対象となる子どもを18歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでのものとし、高校を卒業するまでの年代を対象とする内容に改めております。

また、第4条は助成の範囲の規定となっており、助成の対象を国民健康保険等の医療保険による保険給付が行われた場合とするが、これまでは、精神病症への入院については除外する旨の規定となっていたものを、今回の改正により、対象から除外する旨の規定を削除することで、新たに精神病症への入院を助成対象とする内容に改めております。

次に、1頁お戻りいただきまして、附則でございます。

附則の1では、施行期日として本条例を令和3年1月1日から施行することとしておりますが、第4条第1項については令和3年4月1日から施行することとし、18歳への年齢の拡大は令和3年1月から、精神病床への入院に対する助成開始は令和3年4月からとすることとしております。

また、附則の2では適用区分として、本条例の規定は施行日以降に係る医療費について適用し、施行日前の医療費については従前の例によることとしております。

附則の3では、準備行為といたしまして、施行日前においても対象者の拡大により、新たに助成対象となる方の申請等の手続きができる旨を規定いたしております。

議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 この新旧対照表の第4条のところなんですけれども、これ、太子町としては18歳までということで、また私、第4条のところをちょっと教えていただきたいんですけれども、精神病症の入院に関わるという、除かれていたところは、除外というか、こちらのほうに入ってくるということで、これは福祉医療制度の見直しか何かに伴ってのことなんですか。

○子安保険医療課長 今回、この部分の4条の、助成の対象に関して改正を行うに当たりましては、大阪府の福祉医療費助成制度、この補助制度でございますけれども、その対象に、従前におきましては精神病症、入院の部分につきましては助成の対象外となっておりました。理由といたしましては、先ほどの説明にもありましたように、国の動きとして精神疾患をお持ちの方についても、極力住み慣れた地域での暮らしを基本とするように今後進めていきたいという国の動き、こういう状況がある中で、医療費を助成する

ことで、逆に病院にとどめてしまうというようなことにはならないのかといった議論、また、精神疾患をお持ちのこういう精神病床に入院されている方、こういった方の実態を見ますと、やはり長期的に入院される方が非常に多うございます。そういったことから、今回といいますか、この福祉医療費助成制度の将来的な持続可能性を考えたときに、非常に大きな助成額が発生するのではないかとといったところの懸念から、平成30年度の再構築の際には、助成対象としないという決定ではなく、助成を将来的にやっていくためにどのようにしていったらいいのか、例えば期間限定の助成にするとか、そういったことを考えるために、一旦、懸案ということで引き続き検討という形になりました。

今回、この福祉医療費助成制度を再構築されて以降、改めて府においてこの辺のところを検証したところ、現状において、精神病床入院を現行の制度に乗せて助成対象としても、将来的な、制度的な継続性というんですか、維持できる見込みが改めて立ったところから、今回、来年の令和3年4月から助成対象とするということになったことを受けて、本町における子ども医療費、この後審議いただきますひとり親助成、あるいは重度障がい者医療、こちらの福祉医療制度においても精神病床入院を助成対象とするという流れになっております。

以上です。

○村井委員 ということは、大阪府の重度障がい者医療制度、助成を受けられた方が、この本町、太子町の子ども医療制度のほうに助成されるようになってくるということは、この制度自体、本町、太子町の町単独事業の持ち出し分という部分が、その分増えてくるのではないかとこのころのことが考えられるんですけども、そういう、増えてきたときの、例えば大阪府から負担していただけるものか、そういう交付金に入ってくるのか、そういうのがあるのか、あるんであったら教えてもらえますか。

○子安保険医療課長 確かに本町の子ども医療費助成制度に関しましては、一定、年齢あるいは所得制限で、一部大阪府の助成、補助をいただいているものの、それ以外の方々につきましては町の単独助成となっております。この部分につきましても、先ほど来ご説明いたしておりますとおり、平成30年4月の福祉医療費の再構築の際の動きと非常に関連してございまして、平成30年4月に福祉医療費が再構築された際には、将来的な制度の持続性等を考えて、重度障がい者医療に関しましては自己負担額の見直しを行っております。

具体的に申し上げますと、1日上限500円というのは子ども医療等と変わりはない

んですけれども、障がい者医療に関しては月2日までという上限が廃止されております。また、複数の医療機関で受診された場合の月額の上限額も2千500円から3千円に引き上げられております。こういった形で、医療費助成の制度間で一部自己負担に差が生じてきておりました。この中で、従前は、再構築前につきましては自己負担、助成の内容が4医療とも同じであったことから、複数の医療費助成の対象要件を満たしている方については、1番目、最初には老人医療、2番目は重度障がい者医療、3番目がひとり親、4番目が子ども医療ということで、加入していく医療費助成制度に優先順位が決められておりました。ただ、再構築後に関しましては一部負担金の負担額が、差が生じるということで、例えば子ども医療と障がい者医療、両方の要件を満たしている方につきましては、従前でいくと重度障がい者医療のほうの対象にならないといけないんですけれども、子ども医療のほうの一部自己負担額が低いということで、それまでの優先順位というやり方が撤廃されました。

そういったことから、この再構築の際に重度障がい者医療、これにつきましては大阪府の補助事業でございますけれども、にいた方が、仮に子ども医療のほうに移られた。そして町の単独事業の医療費助成を受けられたとしても、年間のその方の実績を、大阪府のほうに報告することで、その方についても重度障がい者医療の補助金は交付されるというような制度設計で再構築されております。

したがいまして今回、精神病床入院の方に関して、子ども医療の対象の方が精神病床に入院された場合も、一定、大阪府の重度障がい者医療、いわゆる福祉医療の助成対象になるということで、この部分につきましても補助対象になるということで補助金が減額あるいは目減りするということにはなりません。

以上でございます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

○斧田委員 この助成についてなんですけれども、もし今のまま、太子町の方で該当するとしたら、何人ぐらいになるか、見込みの部分。

○子安保険医療課長 何人ぐらいというのは精神病床のほうということでよろしいでしょうか。

○斧田委員 はい。

○子安保険医療課長 令和2年3月診療部分のレセプト等で確認しましたところ、恐らく対象になるであろうという方が、現状で約2名いらっしゃいます。

以上でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第33号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号、太子町子ども医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度において、助成対象に精神病床への入院が令和3年4月から新たに追加されることとなったことに伴い、本町のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、平成30年4月に大阪府の福祉医療費助成制度が再構築された際、国における精神障がい者の地域への移行促進の流れと、整合性や精神疾患のある方々の入院の実態などから、引き続き検討することとされ、懸案となっていた精神病床への入院を、令和3年4月から大阪府の福祉医療費助成制度の対象とされることとなったことを受けて、本町においてもひとり親家庭医療費助成の対象者の精神病床への入院を助成対象とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは議案書の3枚目、新旧対照表をお願いいたします。

第3条は助成の範囲についての規定となっており、助成対象を、国民健康保険等の医療保険による保険給付が行われた場合としておりますが、これまでは精神病床への入院については助成の対象から除外する旨の規定となっており、助成の対象とはなっておりませんでした。今回の改正により除外する旨の規定を削除することで、新たに精神病床への入院を助成の対象とするものであります。

次に、1頁お戻りいただきまして、附則の施行期日でございます。本条例は令和3年4月1日から施行することといたしております。

議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○村井委員 これは先ほどの条例と、これはもう、大阪府からの交付というのは見込める条例改正ですか。

○子安保険医療課長 このひとり親家庭の医療費の助成に関する制度に関しましては、基本的には全てが大阪府の福祉医療費の助成対象となっておりますことから、ひとり親家庭の対象の方が精神病床、こちらに入院された分の医療費につきましては、基本的には大阪府の福祉医療費助成制度の補助対象になるということでございます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第34号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号、太子町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件につきましてご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度における重度障がい者医療費助成の住所地特例制度及び助成対象が令和3年4月から見直されることとなったことに伴い、本町の重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、平成30年4月に大阪府の福祉医療費助成制度が再構築された際、障がい者の施設のある市町村に医療費助成が集中することを防ぐ目的で住所地特例制度が導入されたところですが、国民健康保険等の住所地特例制度が2以上の施設に継続して入所した際には、最初の入所施設の入所前の住所地の国民健康保険等の被保険者となること、現在の重度障がい者医療費助成制度の住所地特例制度では、2以上の施設の継続入所等に関係なく、入所した施設の前住所地の医療費助成の対象となることから、加入する医療保険の保険者である市町村と助成事業を実施する市町村が違うことから、別々に手続等を行うなどのご不便をおかけしていたことを受け、令和3年4月から重度障がい者医療費助成制度の住所地特例制度を、対象となる施設等も含めて、国民健康保険の住所地特例に合わせる改正を行うものでございます。

また、国における精神障がい者の地域への移行促進の流れとの整合性や、精神疾患のある方々の入院の実態などから、引き続き検討することとされ、懸案となっていた精神病症への入院を、同じく令和3年4月から、大阪府の福祉医療費助成制度の対象とされることとなったことを受け、本町においても、重度障がい者医療費助成の対象者の精神病床への入院を助成対象とするため、必要な改正を行うものでございます。

それでは議案書の4枚目、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第2条は対象者に関する規定となっており、第3項においては住所地特例の対象となる施設等を、これまでは障がい者支援施設及び児童福祉施設としていたもの、こ

れまでの施設に加え、病院や診療所のほか老人福祉施設、介護保険施設も新たに住所地特例の対象施設に加え、国民健康保険の住所地特例に合わせる改正を行っております。

また、同じく第3項では、施設等に入所したことにより、施設等の所在地に住所を変更したと認められるもので、当該施設に入所した際に本町の区域内に住所を有していたと認められる者は、本町の事業の対象者とするが、ただし書以降において、2以上の施設等に継続して入所している者で、現在入所している施設等に入所する直前に、入所していた施設等に順次住所を変更している、いわゆる特定継続入院等対象者は、第3項に規定する住所地特例の対象者とはしない旨を規定いたしております。

また、第4項では、特定継続入院等対象者の住所地特例に関する規定となっており、第1号では、2つ以上の施設に継続して入所している者に、施設等の所在地に順次住所を変更している者で、最初の施設に入所した際に太子町に住所を有していたものは、本町も助成の対象とする内容を規定いたしております。

次の頁をお願いいたします。

さらに、第2号では、2つ以上の病院等に継続して入所している際に、施設以外の親戚の家などに住所を変更した場合である特定住所変更の場合、最後に行った特定住所変更の際に本町に住所を有していた者は、本町の助成対象とする内容を規定いたしております。

第3条は、助成の範囲についての規定となっており、助成対象を国民健康保険等の医療保険による保険給付が行われた場合としておりますが、これまでは精神病床への入院については、助成の対象から除外する旨の規定となっており、助成の対象とはなっておりませんでした。今回の改正により、除外する旨の規定を削除することで、新たに精神病床への入院を助成の対象とするものでございます。

2頁、お戻りいただきまして、附則でございます。

本条例は令和3年4月1日から施行することとしておりますが、経過措置といたしまして、現在、既に入所しているということで、現在の住所地特例の適用を受けている方については、医療証の更新時期である11月1日から適用することとする経過措置を設けております。

議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号、太子町重度障がい者の医療費の助成に関する条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、令和2年度税制改正に係る地方税等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容といたしましては、地方税法の改正により、国民健康保険料の延滞金の算定の基となる特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたほか、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合が平均貸付割合に用語が整理されたことから、本条例に規定される特例基準割合を、延滞金比率特例基準割合に、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合を、平均貸付割合にそれぞれ改めるものでございます。

それでは、議案書3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

附則第4条は延滞金の割合に関する規定となっており、第4条中の特例基準割合を延

滞金特例基準割合に改めるとともに、租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合を平均貸付割合に改めるなどの、もろもろの整備を行っております。

次に、1頁お戻りいただきまして、附則でございます。

第1条では、本条例を令和3年1月1日から施行することとし、第2条においては、本条例による延滞金の割合については、令和3年1月1日以降の延滞金について適用することとし、令和3年1月1日より前の期間の延滞金については従前の例によることとして経過措置を設けております。

議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 今の説明で、あくまでも文言の変更ということによろしいですか。

○子安保険医療課長 委員ご指摘のとおり、実質的な割合が何か変わるというものではなくて、特例基準割合並びに延滞金特例基準割合等々の文言の変更という内容になっております。

以上です。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案通り可決するこ

とに決しました。

次に、議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件についての内容の説明でございますが、本条例改正につきましては、ただいまご審議並びにご議決いただきました議案第36号、太子町国民健康保険条例中改正の件となっておりますことから、説明につきましては省略させていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部高齢介護課長 議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件についての内容のご説明でございますが、本条例改正につきましては、ただいまご審議並びにご議決いただきました議案第37号、太子町後期高齢者医療に関する条例中改正の件と同じ改正内容

となっておりますことから、ご説明につきましては省略をさせていただきます。何とぞご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○寺町委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第38号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案通り可決することになりました。

次に、補正予算関係の議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、内容のご説明を申し上げます。

令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条第1項予算の総額でございます。既定の歳出予算の総額に1千424万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5千904万9千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、8頁、9頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額126万5千円は、事業別区分1の一般管理費事業で、12節委託料、電算機器プログラム変更委託料で126万5千円を計上いたしております。これは、令和2年度税制改正に係る地方税法の一部改正

において、徴収の猶予の期間における延滞金の算定の際の割合として、流用特例基準割合が新たに設けられたことから、滞納管理システムに改修の必要が生じたことから、その改修にかかる経費を計上いたしております。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額1千276万8千円は、24節積立金で、前年度の繰越金のうち、8款諸支出金に計上いたしております。国・府支出金等返還金に充てた残余を計上し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額21万円は、22節償還金利子及び割引料の国・府支出金返還金で21万円を計上いたしております。これは前年度、平成31年度の特定健診等の事業費の確定を受けて、超過交付となった国・府負担金を返還するものでございます。

以上が歳出でございます。

1頁お戻りいただきまして、6頁、7頁をお願いいたします。

歳入でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額126万5千円は、3節職員給与費等繰入金で、先ほど歳出の総務費において説明いたしました電算機器プログラム変更委託料の財源として、一般会計から歳出と同額の126万5千円を繰り入れるものでございます。

次に、8款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額1千297万8千円は、平成31年度からの前年度繰越金でございます。

令和2年度太子町国民健康保険会計補正予算（第2号）の内容の説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○寺町委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第40号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第41号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○武部高齢介護課長 それでは、議案第41号、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千690万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4千902万5千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額995万9千円は、平成31年度の決算繰越金から、国・府及び支払基金からの負担金等を精算、残金を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額694万8千円は、国・府及び支払基金への返還金で、前年度の介護給付費に係る負担金及び地域支援事業に係る交付金の精算によるものでございます。

1頁戻っていただきまして、6頁、7頁の歳入でございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額139万5千円は、前年度の介護給付費に係る負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

6款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、補正額136万円は、前年度の介護給付費に係る負担金の精算に伴う追加交付分でございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1千415万2千円は、平成31年度決算の歳入総額から歳出総額を差し引きました繰越金でございます。

以上で、令和2年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容のご説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○寺町委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 これ、午前中の決算で聞こうか、この予算で聞こうかちょっと迷ったところもあるんですけども、関連して、この福祉文教委員会の一番最後で、今般の新型コロナウイルス関係で、特に今、周りの周辺自治体でも高齢者施設、また、特に自治体の高齢者向けの支援策というのがちょっと目立ってきているなという感触を私は持っているんです。太子町でも、やはり高齢者向け支援策、また、高齢者施設のところに、今までもマスクとかやっていたと思うのだけれども、そういうようなところの支援策というのは考えられているのか、大きな意味で、高齢者福祉というところでちょっと質問、お願いします。

○武部高齢介護課長 コロナ関連の高齢者向けの支援施策ということでございます。

まず、保険料の減免の特例を定める規則を設けております。その後、減免制度を実施というふうな形で進めております。保険料の減免の対象ということなんですけれども、感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来したもの、または到来するものにつきまして減免措置を行うということで、今現在進めております。保険料の減免内容でございますが、感染症の影響によって収入が減少した場合、生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合につきましては免除、生計を主として維持する者が事業収入、例えば不動産収入等、いずれかの減少額が前年の当該収入額の10分の3以上であり、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得が400万円以下である場合は減額と、ただし、事業等の廃止ですとか、あと失業の場合、前年の合計所得金額にかかわらず減額の場合は、10分の10を減額するというふうにしております。現在、直近で2件の申請が出ておる状況でございます。

以上です。

○村井委員 あと、高齢者施設の支援というのは、どういうのがあるのか教えてください。

○武部高齢介護課長 高齢者施設に対しましては、高齢介護分といたしまして、国、府、それと民間企業並びに本町の災害活動支援隊等が、サージカルマスク、大体1万枚ぐらいの提供を受けております。町内の高齢者施設に対しまして、その都度配布を行っております。また、大阪府におけるイエローステージ発令の際の対応といたしまして、高齢者施設等へ感染拡大防止、これは当たり前のことなんですけれども、マスクの着用であったりとか、アルコール消毒等の徹底を電話で呼びかけておる状況でございます。

以上です。

○村井委員 先ほどの減免制度のことなんですけれども、やはり高齢者って、なかなか私が聞いていても、理解、それから手続というところがなかなか難しい状況にある方が多いと思うので、その辺、まず知らせるところから工夫していただいて、窓口対応でしっかりと対応してもらいますように要望しておきます。

○寺町委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、令和2年度太子町介護保険補正予算(第1号)は原案通り可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後 2時03分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 寺町幸雄